

## 臨床研究支援室事務補助業務嘱託員（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	臨床研究支援室事務補助業務嘱託員
業 務 内 容	川崎病院が受けた治験や製造販売後調査等の各種契約事務や収納・支払事務等の事務補助業務
資 格	契約業務や臨床研究関連専門用語等についての知識があることが望ましい
募 集 人 数	1 名
勤 務 時 間	週 5 日（週 29 時間勤務） 勤務時間帯：月曜日・火曜日 8：30～16：00 水曜日 9：00～12：00 木曜日・金曜日 9：00～16：00 ※休憩 45 分
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで ※ 勤務状況により次年度以降、再度の任用有
試 用 期 間	原則として 1 か月
所定外労働の有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 150,446 円 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 10 日（1 年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額には地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務課労務研修担当まで直接電話でお問合せください。</li> <li>川崎市立川崎病院 044-233-5521（代表）</li> <li>・お問合せの後、履歴書（顔写真添付）をお送りください。</li> <li>・書類を確認後、状況に応じて面接を実施します。</li> </ul>
応 募 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと</li> <li>1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者</li> <li>3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</li> <li>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul>